

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内の中小企業者に対し、事業活動に必要な資金の融資を行うことにより、県内中小企業の振興を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する。

2 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者で、事業活動に必要な資金の調達を図るもの

3 融資条件

- (1) 資金用途 運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1億円
- (3) 融資期間 運転10年以内（2年以内）、設備15年以内（3年以内）
- (4) 融資利率 年2.1%（変動利率）

なお、融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く。）。

また、融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率からさらに年0.5%割引する。（以下「経営力向上割引」という。）

ただし、償還途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

- (5) 融資形式 手形貸付又は証書貸付
- (6) 償還方法 一括払い又は割賦償還
- (7) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ただし、中小企業者である法人が、青森県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとすることを選択する場合には、本制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

ア 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定するセーフティネット保証1号～4号及び6号に該当する場合は年0.95%、同保証5号、7号及び8号に該当する場合は年0.86%とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。

ウ 会計参与設置会社は0.1%割引する。ただし、一括支払契約保証を除く。

エ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

オ 保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の中小企業者は、各市町村が別に定める条件等により、各市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(8) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。
担保は、必要に応じて徴求する。

4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、以下の金融機関を指定する。
青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、
東日本信用漁業協同組合連合会

5 融資の手続き

- (1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。また、あわせて3(4)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

6 試算表等の提出

3(4)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

7 報告

信用保証協会会長は、毎月の保証状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

8 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

ただし、金融情勢等を踏まえて、取扱金融機関と協議のうえ、預託を行わないこともできる。

9 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

10 その他

- (1) この制度の略称を $\text{\textcircled{1}}$ とする。
- (2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。